



○公 告

次のとおり落札者を決定した。

平成14年10月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 落札に係る借入物品等の名称及び数量

内部事務総合システムサーバ等一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名 称 長野県総務部人事課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成14年9月20日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名 称 富士通リース株式会社長野支店

(2) 所在地 長野市岡田町215-1

5 落札金額

3,156,247円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成14年8月8日

人 事 課

○公 告

長野県平成14年度第1回公募公債を、次のとおり募集する。

平成14年10月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 発行者の名称 長野県

2 発行総額 金200億円

3 発行目的 平成14年度一般会計事業費に充当

4 証券の種類

1万円、10万円及び100万円の3種とし、無記名式利札付に限る。その分割又は併合はしない。

5 利率 年1.1パーセント

6 発行価額 額面100円につき 金 99円82銭

7 償還金額 額面100円につき 金 100円

8 償還の方法及び期限

元金は、平成24年11月22日にその全額を償還する。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。

買入消却は、いつでもこれをすることができる。

9 利息支払の方法及び期限

利息は、発行日の翌日から償還期日までこれを付け、平成15年5月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月25日及び11月25日の2回におのおのその日までの前半か年分を支払う。ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。

発行日の翌日から平成14年11月25日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもってこれを計算する。

償還期日後は、利息を付けない。

10 申込期日 平成14年11月12日

11 募入方法

応募超過の場合は、本公債の引受及び募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。

12 払込期日 平成14年11月22日

13 募集の受託会社 株式会社八十二銀行

14 引受及び募集取扱会社

株式会社八十二銀行（代表） 野村証券株式会社（代表）

株式会社みずほコーポレート銀行	大和証券エスエムビーシー株式会社
株式会社みずほ銀行	日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社
株式会社長野銀行	三菱証券株式会社
長野信用金庫	UFJつばさ証券株式会社
株式会社三井住友銀行	新光証券株式会社
三菱信託銀行株式会社	みずほインベスターズ証券株式会社
株式会社あさひ銀行	中央証券株式会社
株式会社北陸銀行	ワールド日栄証券株式会社
長野県信用農業協同組合連合会	
松本信用金庫	
上田信用金庫	
諏訪信用金庫	
飯田信用金庫	
長野県信用組合	
15 登録機関	株式会社八十二銀行
16 応募者利回り	年1.120パーセント

財政課

○公 告

平成15年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士前期課程（修士課程）学生の第2次募集を次のとおり行う。

平成14年10月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 募集人員

募集人員は、次のとおりとする。

看護学研究科看護学専攻	若干名
-------------	-----

2 試験による選考

(1) 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者（平成15年3月31日までに該当する見込みの者を含む。）

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者

イ 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者

ウ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

エ 文部科学大臣の指定した者

オ 大学（短期大学を除く。）に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

カ 個別の入学資格審査により、アに規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

キ その他本学において、アに規定する者と同等以上の学力があると認めた者

(2) 出願手続

ア 提出書類

(ア) 入学願書（本学所定の用紙による。）

(イ) 写真カード（本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真（裏面に氏名・生年月日を記入）1枚をはること。）

(ウ) 連絡用あて名シール（本学所定の用紙による。）

(エ) 学業成績証明書及び卒業（見込み）証明書（(1)のイからキによって出願する者は、その資格に関する証明書）

(オ) 志望の理由（本学所定の用紙による。）

イ 入学審査料

入学審査料（30,000円）は、郵便為替（普通為替）により納付すること。この場合において、郵便局が振り出した普通為替証書（平成15年1月以降の振り出しに限る。）は何も記入しないで、アの書類とともに提出すること。

ウ 出願方法

郵送（書留速達郵便）し、又は持参すること。

エ 入学願書受付期間

平成15年1月17日（金）から1月23日（木）までとする。

なお、郵送による場合にあっても受付期間の最終日必着とする。

オ 入学願書提出先

長野県駒ヶ根市赤穂1694番地（郵便番号399-4117）

長野県看護大学事務局 教務課

カ 受験票の交付

(ア) 入学願書を受理したときは、受験票を交付する。

(イ) 受験票（アの(イ)の写真カードにはった写真と同じものをはること。）は、試験当日必ず持参すること。

(3) 入学者の選考方法

ア 入学者の選考は、学力試験、面接及び学業成績証明書の成績の結果を総合して行う。

イ 学力試験

(ア) 看護に関する専門科目、英語及び小論文とする。

(イ) 看護に関する専門科目は、志望する領域の中の1科目を受験する。

領域	専門科目
看護基礎学領域	基礎看護学、看護病態機能学
達成看護学領域	成人看護学、老年看護学、精神看護学
育成看護学領域	母性看護学、小児看護学
広域看護学領域	地域看護学、看護教育学、看護管理学

(4) 入学者選考試験の実施期日及び場所

試験期日	時間	教科等	場所
2月1日(土)	9:30~11:30	小論文	長野県看護大学
	11:15~12:15	英語	
	13:15~14:15	専門科目	
	14:30~	面接	

(5) 合格者の発表

ア 日 時

平成15年2月5日(水) 午前10時

イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知する。

なお、電話による照会には一切応じない。

3 その他

出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務局教務課(電話 0265-81-5100)に行うこと。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年10月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成14年10月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 たすけあいグループうつぐみ

3 代表者の氏名

倉 田 節 子

4 主たる事務所の所在地

伊那市大字西箕輪905番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、在宅療養中の方、子育て中の方等支援を必要とする方々に対して、次のような理念に基づく事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

- ① 相互扶助の精神に基づき、会員同士が自分の持つ生活技術を提供しあって助け合い、健全かつ多様な自立した生活を実現できるようなしくみを作る。
- ② 誰でも住み慣れた地域で安心して生活できるように、住民が助け合い、信頼できる地域福祉社会を作ることを目指す。
- ③ 共に働き利用することにより、利用したサービスに対して相応の費用をもって負担し、提供したサービスの内容に応じて報酬を得ることによって、対等な福祉の実現を目指す。
- ④ 誰でも自分の能力に応じて働ける場をつくることを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年10月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成14年10月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 グループH I YOKO

3 代表者の氏名

小笠原 恵美子

4 主たる事務所の所在地

塩尻市大字広丘吉田505番地8

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、青少年を中心とした地域に住む人々に対して、IT技術の普及・向上及び、それに関わる人材の育成を推進することにより、豊かで生きがいの持てる社会づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項各号に規定する者（以下「処分者等」という。）のすべてを確知することができないので、法第19条の8第1項後段の規定により、次のとおり公告する。

平成14年10月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 講すべき措置の内容

- (1) 上伊那郡南箕輪村2285番地において、法第12条の2第1項の規定による特別管理産業廃棄物処理基準（以下「処理基準」という。）によらずに処分された廃油、廃酸及び汚泥の混合物並びにこれらを含む土砂を、処理基準に従い、撤去すること。
- (2) 撤去した特別管理産業廃棄物を、処理基準に従い、処分すること。

2 履行期限

- (1) 撤去の期限 平成14年11月6日
- (2) 処分の期限 平成14年12月29日

3 長野県知事による措置

処分者等が、1の(1)の措置を2の(1)の期限までに講じないときは、長野県知事が1の措置を講じ、処分者等から当該措置に要した費用を徴収する。

4 問い合わせ先

長野県生活環境部廃棄物対策課廃棄物監視指導室（電話 026-235-7203）

廃棄物対策課廃棄物監視指導室

○公 告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりあった。

平成14年10月31日

長野県知事 田 中 康 夫

発生した家畜伝染病の種類	家の畜の種類	発生年月日	発生群数	発生の場所又は区域
腐そ病	みつばち	平成14年10月15日	310	東筑摩郡波田町

畜 产 課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第5項の規定により、都市計画区域を次のように変更する。

平成14年10月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 都市計画区域の名称

丸子都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

長野県小県郡丸子町

大字西内字中ノ久保、字山ノ神、字下原、字鳥屋道、字上原、字モチホリ場、字八久保、字一本木、字渋田見の内1596—1・1596—イ・1596—ロ・1597—イ・1597—ロ・1598・1598—1・1599・1600—1・1600—イ—2・1600—イ—3・1600—ロ・1601—イ・1601—1・1601—ロ・1602・1602—1・1603・1604—1・1604—ロ・1605・1606・1606—1・1607—イ・1607—ロ・1608—イ・1608—ロ・1609—イ・1609—ロ・1610・1611・1612—1・1612—2・1612—ロ・1612—ハ・1613—1・1613—2・1613—ハ・1614—イ・1614—ロ・1615—イ・1615—ロ・1616—イ・1616—ロ・1617—1・1617—2・1617—イ・1618—1・1618—ロ・1619—イ・1619—ロ・1620・1621—イ・1621—3～6・1621—ロ—4・1621—8・1621—10～36・1621—45～57・1621—59～62・1621—64・1621—66・1621—68～73・1622—1・1622—2・1622—イ—2～イ—6・1622—6・1622—ロ～ニ・1622—ヘ・1622—4・1622—5・1622—20・1622—22～24・1623・1624—1・1624—2・1625～1627・1628—イ—1・1628—イ—2・1628—ロ・1628—ハ・1629～1631・1632—1～10・1632—ロ—2・1633—イ及び1633—ロ番地、字熊倉の内1766—1～5及び1766—8～21番地、字ビアゲの内1770—1・1770—2・1770—7～18・1770—20～31・1770—33・1770—34・1770—36～40・1770—42～64・1770—67～80・1770—82・1770—83・1770—85・1770—87～107・1770—109～130・1770—132・1770—134～137・1770—139・1770—144～150・1770—152・1770—154～159・1770—161～165・1770—168～179・1770—イ—6・1770—イ—7・1770—イ—18・1770—イ—22・1770—イ—26・1770—イ—28及び1770—イ—81番地、字南角の内1771—3～5・1772—1～15・1772—17・1772—18・1772—20～22・1772—25～30・1772—32・1772—34・1772—35・1772—37～39・1772—41～45・1772—47～63・1772—65～70・1772—73・1772—74・1772—76・1772—78～82・1772—84～89・1772—91～144・1772—146～165・1772—168～217・1772—イ—3・1772—イ—4・1772—イ—6・1772—ル及び1772—リ番地並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

大字平井字御屋敷、字宮入、字宮脇、字日向、字神明前、字開戸、字後平、字上ノ平、字立、字大開戸、字日影平、字山崎の内2107・2108・2110—口・2111・2116—イ～口・2117・2117—1・2118—イ～ハ・2119～2120・2121—1～3・2122—1～4・2123—イ～口・2124—イ～口・2125～2127・2127—1・2128—イ～口・2129・2133～2134・2135—イ～ハ・2136～2149・2150—イ～口・2151～2153・2154—イ～口及び2155～2161番地、字湯原の内2174—1～4・2175～2176・2177—1～2・2178～2179・2179—1・2180—口・2180—1～2・2181—イ～ハ・2182・2183—イ～ホ・2183—1・2184・2185—イ～口・2186—イ～口・2187・2188—イ～口・2189～2195・2196—イ・2196—1・2197・2198—1～2・2199—1～2・2200—1～2・2201—イ～口・2201—1・2202～2204・2205—イ～ハ・2205—1・2206～2209・2210—イ～口・2211～2212・2213—イ～口・2214～2215・2216—1～3・2217～2225・2226—イ～口・2227～2228・2228—1・2229—イ～口・2230—イ～口・2231～2232・2233—イ～口・2234～2237・2238—イ～ハ・2239—イ・2239—1及び2239—ロ—1番地、字菖蒲沢の内2323～2329・2329—1・2330～2335・2335—1・2336—1～2・2337—1～2・2361・2362—口・2362—1・2364—3・2364—ロ—1・2365—イ～口・2366—イ～口・2366—ニ・2366—1・2367—イ～口及び2368—イ～口番地、字日南田の内1693・1693—1・1694—1・1694—2・1695—イ・1695—ロ・1696—1～3・1697～1699・1700—1～6・1701—1～3・1702・1703—イ・1703—ロ・1704・1704—1・1705—1～3・1706—1～8・1707—1～5・1708—1～7・1709・1709—1・1710—1・1710—イ～ハ・1711～1717・1718—イ・1718—ロ・1719—2・1719—イ及び1719—ロ番地、字北倉沢の内2056—イ・2056—ロ—3・2058—ロ・2060・2061—イ—1・2061—イ—2・2061—ロ・2061—3・2062—1・2062—2・2063・2067—1及び2067—2番地、字原の内2240—2～6・2240—ホ・2240—ト・2241・2242—1・2242—2・2243～2245・2246—1・2249—3・2249—5・2249—6・2249—ワ・2249—ヨ・2250—1・2250—ロ・2251—1・2252・2253・2255—イ—1・2256—1・2256—イ—1・2256—イ—2・2256—ロ・2257—イ～ホ・2257—1・2257—2・2259—6・2259—8～13・2260—イ・2260—ロ・2261・2262—1～3・2263—イ—1・2263—イ—2・2263—ロ—1・2263—ロ—2・2264—1・2264—イ・2264—ロ—1・2264—2・2265—1～5・2265—7～16・2265—イ—1・2265—イ—2・2265—ロ・2265—ハ—1・2265—ハ—2・2265—ニ・2265—ホ・2265—チ～ヌ・2265—オ・2265—カ・2265—ヨ・2265—タ・2265—ネ・2265—ラ・2265—ワ・2265—2—1・2265—2—2・2266—1～5・2267—1・2267—2・2267—ロ—1・2267—ロ—2・2267—ニ・2268—イ～ハ・2269—1・2269—ロ～ニ・2272—1・2272—2・2273—1・2273—3・2273—4・2273—ハ・2273—ニ・2274—1・2274—2・2275・2276・2277—1～3・2278—1・2278—2・2279・2281—1～3・2282—1・2283—1・2285～2287・2290—1～3・2291—1・2292—1・2293—1～4・2294—1～3・2295—1・2296—1・2298—1・2299—1・2300—1・2301・

2302—1・2302—2・2303—1・2303—2・2304—1・2305・2306—イ・2306—ロ—
2・2306—ホ・2307—1・2307—イ・2313—1・2313—イ・2314—1・2314—3・
2314—5・2315—1・2316・2317・2318—ロ・2320・2321—イ・2321—ロ及び2322番
地、字八郎沢の内2369・2370・2371—1・2371—ロ～ニ・2372・2373—イ・2373—ロ・
2387—ロ・2388—ロ・2389—1・2389—ニ—1・2389—ニ—2・2407—イ・2407—ロ・
2411・2412—1・2412—イ・2412—ロ—1・2413—1～3・2414—1・2414—イ・
2415—1・2415—2・2416—イ—1・2416—イ—2・2416—ロ～チ・2417—イ～ヘ・
2418～2419・2431—3～4・2436—1～29・2436—ロ—1及び2436—ロ—4番地、字
山ノ神の内2442—1～3・2442—ロ—1・2443・2444—イ・2444—ロ・2445—ロ・
2445—ハ・2446・2447—イ・2447—ハ・2448・2449—イ・2449—ロ・2450・2458—1
～3・2458—ロ・2459—1・2459—2・2459—ロ—1・2459—ロ—2・2460—イ～ハ・
2462—イ・2463—イ・2463—ロ・2464—1・2464—2・2464—ロ・2464—ハ・2465—
1～3・2466・2467—1～3・2468—イ・2468—ロ・2469～2471・2472—1・2472—
ロ・2473—1・2473—2・2473—ロ・2474—イ・2474—ロ・2475—1・2475—2・
2475—ロ・2476—1・2476—2・2477—1～3・2478—1～4・2479—1～19・2479—
21～24・2479—26・2479—27・2479—ロ・2479—ハ・2479—チ～ヌ・2479—ワ—1・
2479—ワ—2・2488—1・2488—2・2488—イ～ハ・2489・2489—1・2490・2491—
2・2491—イ～ハ・2492—2・2492—イ～ハ・2493・2494—1～3・2494—ロ・2494—
ハ・2495—1～4・2496—1・2496—2・2497—1～5・2497—ロ・2497—ハ—1・
2498—1・2498—2・2499—1・2499—2・2499—ロ・2500—1・2500—3～5・
2500—ロ及び2501番地、字唐沢口の内2504—3・2505—1及び2523—イ—2番地並びに
上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

大字東内字道金坂、字殿入、字上町、字上川原、字上日影、字窪田、字今津、字道
祖神、字田中山、字竹原、字田中田、字竹ノ花、字覚六、字横辻、字秋葉前、字宮下、
字幅下、字日影、字山根、字小屋坂、字太年寺、字坂下、字宮脇、字押出し、字小平
六、字柳平、字宮平、字腰巻、字東上野、字怪沢、字東栗山、字栗山、字西上野、字
柳海道、字八幡前、字清水田、字下五丁田、字中五丁田、字兵庫平、字中日影、字上
五丁田、字宮前、字宮浦、字山王平、字下久根、字上日向、字上在家、字道添、字欠
下、字久保田、字道下、字関上、字中島、字東川原、字社宮司、字山ノ神、字月影田、
字樋ノ口、字高呂下、字平井寺坂、字西ノ入、字西川原、字日影田、字藤ノ木、字梨
ノ木、字鼠海戸、字窪海戸、字東原、字榎畠、字休石、字觀音前、字清水戸、字坊守、
字前畠、字上ノ平、字怪沢、字小仏、字柏木平、字柏木、字向幅下、字林根平、字向
上川原、字前田、字柏木川原、字川原、字裏、字出口、字伊勢戸及び字西畠並びに
上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

大字腰越の内字寺開土、字上川原、字車田、字鳥羽山、字牛詰、字南沢、字上中島、
字メ切下、字堰口、字繁倉、字谷地、字坊ヶ入口、字西湯ノ下、字法長、字天神原、

字紅付、字桐ノ木、字深山沢、字夫婦石、字柳切、字宮ノ前、字深山屋敷、字火打沢、字音見、字峠下、字道本開土、字松葉田、字菖蒲沢、字間田、字柿ノ木、字明神下、字明神前、字石原、字権現田、字石山、字千石、字池ノ下、字桃ノ木、字桜平、字三ツ洞、字小丸山、字長峰、字池ノ芝、字七曲、字道本平、字大窪及び字深山原山並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

大字上丸子の内字道林、字大はざま、字小はざま、字せうぶ沢、字三ツ屋、字狐石、字のぞき石、字己連石、字水ノ手、字山の神、字桐ノ木、字大木、字水ノ手、字陣場、字ほうりはざま、字がつとう窪、字大平、字坂上、字大はざま、字鋸石及び字横沢並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

大字中丸子の内字下山、字中山、字上山、字鋸窪、字箱畠、字鼻ヶ石、字井戸洞、字日向城窪、字箱山、字膳棚、字山腰、字鉄白、字城窪、字二ノ洞、字和泉平、字中山口、字藤塚、字金山沢、字壱本木、字下山口及び字明神山並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

大字下丸子の内字道定、字扇子、字社附及び字科平並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

大字御嶽堂字正海、字恋応、字上海戸、字湯久保、字峠日陰、字峠、字平塚、字日向山、字原日陰、字赤坂、字北沢新開、字新原田、字新原田新開及び字原山並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

大字生田字二ツ山、字一本木、字池下、字御堂窪、字城平、字山根、字赤畑、字日影赤畑、字宮地、字中尾、字稗田、字山寺、字大平、字須川、字上平、字大窪、字大山、字光明坊、字濡沢、字神田、字大沢、字下川原、字梨平、字上梨平、字上野、字日影上野、字日影孫代、字孫代、字下道通、字上道通、字堰上、字馬場、字御所窪、字与市窪、字道香、字千束、字鶴脇、字川原、字浜池、字大畑、字西峯、字明賀、字城山、字上平、字白欠、字上原、字大ぼら、字山神、字はだし平、字大平、字大沢、字陳場、字田ノ入の内4342—イ・4342—ロ・4343・4344・4344—1・4345～4350・4350—1・4351—1・4351—3・4352—1～7・4353～4355・4356—イ・4356—ロ・4357～4360・4361—1・4361—イ・4361—ハ・4362・4363—1・4363—2・4364—1～4・4365・4366—1～3・4367・4368—イ・4368—ロ・4369—1・4369—2・4370—イ・4370—ロ・4371・4372・4373—イ・4373—ロ・4374～4379・4379—1・4380・4381・4382—イ・4383～4386・4387—イ・4387—ロ・4388—1・4388—2・4389～4391・4391—1・4392・4393—1・4393—2・4394～4404・4414—イ・4414—ロ・4417・4418—イ・4418—ロ・4419—イ・4419—ロ・4420～4426・4427—2・4428・4429—1・4429—2・4430～4432・4433—1～3・4434～4436・4436—1・4437～4446及び4447—1～4番地、字宮ノ入の内4448～4452・4452—1・4453・4454・4455—1～5・4456～4463・4464—イ・4464—ロ・4465～4468・4469—1・4469—2・4470～4475・4476—1・4477～4479・4480—イ～ハ・4481—1・4481—2・4482—1・4482—

2・4483—イ・4484~4494・4495—イ・4495—ロ・4496・4497—1・4497—2・4498・
 4499—1・4499—2・4500~4506・4507—1・4522—1・4522—5・4523—1・4523—
 2及び4524~4536番地、字そり畠の内4537~4541・4542—1・4542—2・4543~4545・
 4548・4549—1・4549—2・4550—1・4550—2・4550—4・4551—1・4551—3・
 4554・4555—イ~ハ・4556~4562・4563—1・4563—2・4564—1・4564—2・4565—
 1・4565—2・4566—1・4566—2・4567—1・4567—2・4568—1~4・4569—1・
 4569—2・4570—1~7・4570—9・4570—10・4571—1・4571—2・4572~4574・
 4575—1・4575—2・4576~4578・4579—イ・4579—ロ・4580~4582・4583—1・
 4583—2・4584・4585・4585—1・4586—1・4586—2・4587—イ・4587—ロ・4588—
 イ・4588—ロ・4589—1~3・4589—イ—2・4590—1・4590—2・4591—1・4591—
 2・4592—1・4592—2・4593—1~4・4594・4595・4596—1~4・4596—イ—2・
 4596—ロ・4597—1・4597—2・4598・4599・4600—1・4600—2・4601~4606・
 4607—1・4607—2・4608~4619・4622—1~3・4622—ロ・4623・4624—イ・4624—
 ロ・4625~4637・4638—1・4638—2・4638—イ・4638—ハ・4639・4639—1・4640—
 イ・4640—ロ及び4641~4644番地、字的場の内4691~4695・4697—イ・4697—ハ・
 4698—イ~ハ・4699・4700—1・4700—2・4700—イ・4700—ロ・4701~4703・4704—
 イ・4704—ロ・4705~4709・4709—2・4709—4・4709—イ・4709—ハ・4710~4714・
 4715—1・4715—2・4716—1及び4716—2番地並びに上記の土地の区域に隣接又は
 介在する公有地

大字長瀬の内字殿平、字竹ノ花、字一本木、字籠石、字練合東山、字西山、字大明
 神、字練合、字鴨掛、字坂下、字日向、字袖山、字山根、字宇土、字藤塚、字沢、字
 平戸及び字勝負沢並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

大字塩川の内字丑田原、字古免、字石井平、字天下山、字藤平、字陣場、字日向山、
 字郷仕ケ沢、字大鼓岩、字入沢、字蝮沢、字大岩、字白山沢、字神ノ倉、字原田、字
 物見石、字産屋田、字産屋田尻、字南神ノ倉、字下沢、字一ツ石、字北神ノ倉、字東
 神ノ倉、字李沢、字北沢及び字遠川原並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公
 有地

大字藤原田及び上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

大字本海野の内字郷地川原及びこれらの土地の区域に隣接介在する道路、水路であ
 る国有地の一部並びに字遠川原23—1・23—3・23—5・23—7・23—9・23—10・
 31—4番地、字岩下32—1・32—3・32—4・33—1・33—2・36—1・36—3・36—
 13・37—1・38—1・39・44—1・44—2・44—4・44—5・45—2・45—3・45—
 6・45—7・55—2・55—3・306—1・317—1・319—1・321—2・321—4・321—
 6・322・323—1・323—2番地、字川原425—1・425—3・427—1・427—2・434—
 1・435—1・435—2・437—1~437—5・439—5・462—4・463—1・464—1・
 465—1・475—2・477—3・477—4・478—2・478—3・479—5・479—6・481—

2・481—3・484—2・486—2・486—8・492—2番地の地先の水路である国有地の一部

都市計画課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第5項の規定により、都市計画区域を次のように変更する。

平成14年10月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 都市計画区域の名称

東部都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

長野県小県郡東部町

大字滋野甲字坂下、字名郷土、字小名郷土、字横久根、字久保田、字狐原、字西宿、字大星合、字新屋、字清水の内1152—1・1152—2・1152—3・1153—1・1153—2・1154—1・1154—2・1154—3・1170—4・1171—1・1171—5・1171—6・1172—1・1172—8・1172—9・1172—12・1173—1・1175・1176—1・1176—2・1177・1178—7・1181・1185—3・1186番地並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

大字滋野乙並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

大字滋野並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

大字新張字舞台、字久保在家、字角面、字寺家、字青木、字不動坂、字前村、字清水尻、字滋野、字古屋敷、字曲道、字加賀田、字的塚、字矢原、字女性原、字前久保、字栗生沢、字下横堰、字上横堰、字熊沢、字樺原、字真虫久保、字上前橋、字下前橋、字上利根川、字上糠割、字下糠割、字下利根川、字新屋敷、字下原、字上原、字樹湯沢、字上ノ原並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

大字鞍掛並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

大字祢津並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

大字新屋並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

大字加沢並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

大字田中並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

大字常田並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

大字県並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

大字本海野並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

大字海善寺並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

大字塩川並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

大字和字今井、字十代、字屋敷、字次郎淵、字堂裏、字唐沢、字宮西、字横堰、字若宮、字前田、字丸山、字月夜平、字臣村、字王田、字西田、字赤石、字下曾利、字大川、字中原、字上中原、字山根、字西原、字成沢、字前原、字下平、字上ノ山一、字上ノ山二、字上ノ山三、字山崎、字上野、字池平、字蓑輪、字日向、字越巻、字原田、字下畦、字左口、字下砂川原、字南田、字中砂川原、字地蔵堂、字日陰、字上砂川原、字堀込、字涌井戸、字高田、字膳棚、字片山、字薬師堂、字松ノ木、字中井、字砂川原口、字大場様、字馬除、字宮田、字大門田、字境田、字笛ノ平、字十楽、字箕輪浦、字丸山下、字丸山裏、字下久保、字上久保、字中久保、字西山神、字沓形、字辻田、字大平石、字矢原田、字上日陰、字下日陰、字城山下、字城山、字矢立山、字荻原、字桃沢、字台所林、字竹原、字上台所林、字小諸山、字上矢原田、字荒古沢、字山ノ神、字上社口、字平林、字青木入、字上青木入、字大室立、字駒込、字下駒込、字上堰上、字中尾、字池ノ沢、字鳥居原、字新田、字入山神、字上新田、字大室下平、字上荒古沢、字坂額、字大室南平、字大室東立、字境剛齒、字穴坪、字貉剛齒、字入田、字諸田、字釜村田、字沖田、字中通、字弁天通、字野行田、字蛇川原、字宮際、字井高、字曾利田、字古賀礼、字石原田、字清水田、字上ノ山、字菖蒲平の内6736-1・6736-3・6736-4・6736-5・6736-6・6736-7・6736-8・6736-9・6736-10・6736-11・6736-12・6736-13・6736-14・6736-15・6736-16・6736-18・6736-19・6736-20・6736-21・6736-22・6736-23・6736-24・6736-25・6736-27・6736-28・6736-29・6736-30・6737-1・6737-2・6737-3・6737-4・6737-5・6737-6・6737-7・6737-8・6737-9・6737-10・6738-1・6738-2・6738-3・6738-4・6738-5・6738-6・6738-7・6738-8・6738-9・6739-1・6739-2・6739-3・6739-4・6739-5・6739-6・6739-7・6739-8・6739-9・6739-10・6739-11・6739-12・6739-13・6739-14・6739-15・6739-16・6739-17・6739-18・6739-19・6739-20・6739-21・6739-22・6739-23・6739-24・6739-25・6739-26・6739-27・6739-28・6739-29・6739-30・6739-31・6739-32・6739-33・6739-34・6739-35・6739-36・6739-37・6740-1・6740-2・6740-3・6740-4・6740-5・6740-6・6740-7・6740-8・6740-9・6740-10・6740-11・6740-13・6740-14・6740-15・6740-16・6740-17・6740-18・6740-19・6740-20・6740-21・6740-22・6740-23・6740-24・6740-25・6740-26・6740-27・6740-28・6740-29・6740-30・6740-31・

6741-1 • 6741-2 • 6741-3 • 6741-4 • 6741-5 • 6741-6 • 6741-7 • 6741-8 • 6741-9 • 6741-10 • 6741-11 • 6741-12 • 6741-13 • 6741-14 • 6741-15 • 6741-16 • 6741-17 • 6742-1 • 6742-2 • 6742-3 • 6742-4 • 6742-5 • 6742-6 • 6742-7 • 6742-8 • 6742-9 • 6742-10 • 6742-11 • 6743-1 • 6743-3 • 6743-4 • 6743-5 • 6743-6 • 6743-7 • 6743-8 • 6743-9 • 6743-10 • 6743-11 • 6744-1 • 6744-2 • 6744-3 • 6744-4 • 6744-5 • 6744-6 • 6744-7 • 6744-8 • 6744-9 • 6744-10 • 6744-11 • 6744-12 • 6744-13 • 6744-14 • 6744-15 • 6744-16 • 6744-17 • 6745-1 • 6745-2 • 6745-3 • 6745-4 • 6745-5 • 6746-3 • 6746-4 • 6746-6 • 6747-1 • 6747-2 • 6747-3 • 6747-4 • 6747-5 • 6747-6 • 6747-7 • 6747-8 • 6747-9 • 6747-10 • 6748-1 • 6748-2 • 6748-3 • 6748-4 • 6748-5 • 6748-6 • 6748-7 • 6748-8 • 6748-10 • 6748-11 • 6749-1 • 6749-2 • 6749-3 • 6749-4 • 6749-5 • 6749-6 • 6749-7 • 6749-8 • 6749-9 • 6749-10 • 6749-11 • 6749-12 • 6749-13 • 6749-14 • 6749-15 • 6749-16 • 6749-17 • 6749-18 • 6749-19 • 6749-20 • 6749-21 • 6749-22 • 6749-23 • 6749-24 • 6749-25 • 6750-1 • 6750-2 • 6750-3 • 6750-4 • 6750-5 • 6750-6 • 6750-7 • 6750-8 • 6750-9 • 6750-10 • 6750-11 • 6750-12 • 6750-13 • 6750-14 • 6750-15 • 6750-16 • 6750-17 • 6750-18 • 6750-19 • 6750-20 • 6750-21 • 6750-22 • 6750-23 • 6750-24 • 6750-25 • 6750-26 • 6750-27 • 6750-28 • 6750-29 • 6750-30 • 6750-31 • 6750-32 • 6750-33 • 6750-34 • 6751-1 • 6751-2 • 6751-3 • 6751-4 • 6751-5 • 6751-6 • 6751-7 • 6751-8 • 6751-9 • 6751-10 • 6751-11 • 6751-12 • 6751-13 • 6751-14 • 6751-15 • 6751-16 • 6751-17 • 6755-1 • 6755-2 • 6755-3 • 6755-4 • 6755-5 • 6755-6 • 6755-7 • 6755-8 • 6755-9 • 6755-10 • 6755-11 • 6755-12 • 6755-13 • 6755-14 • 6757-1 • 6757-2 • 6758-3 • 6758-4 • 6758-5 • 6758-6 • 6758-7 • 6758-8 • 6758-9 • 6758-10 • 6758-11 • 6758-12 • 6758-13 • 6758-14 • 6758-15 • 6758-16 • 6758-17 • 6758-18 • 6758-19 • 6758-20 • 6758-21 • 6758-22 • 6758-23 • 6758-24字西入の内6515-2 • 6515-3 • 6515-4 • 6515-5 • 6515-6 • 6515-7 • 6515-17 • 6515-18 • 6515-19 • 6515-20 • 6515-21 • 6515-22 • 6515-23 • 6515-24 • 6515-25 • 6515-26 • 6515-27 • 6515-28 • 6515-29 • 6515-30 • 6515-31 • 6515-32 • 6515-33 • 6515-34 • 6515-35 • 6515-36 • 6515-37 • 6515-38 • 6515-39 • 6515-40 • 6515-41 • 6515-42 • 6515-43 • 6515-44 • 6515-45 • 6515-46 • 6515-47 • 6515-48 • 6515-49 • 6515-50 • 6515-51 • 6515-52 • 6515-54 • 6515-55 • 6515-56 • 6515-57 • 6515-58 • 6515-59 • 6515-60 • 6515-61 • 6515-62 • 6515-63 • 6515-64 • 6515-65 • 6515-66 • 6515-67 • 6515-68 • 6515-69 • 6515-70 • 6515-71 • 6515-72 • 6515-73 • 6515-74 • 6515-75 • 6515-76 • 6515-77 • 6515-78 • 6515-79 • 6515-80 • 6515-81 • 6515-82 • 6515-83 • 6515-

84・6515—86・6515—87・6515—88・6515—89・6515—90・6515—91・6515—92・
6515—94・6515—95・6515—96・6515—97・6515—98・6515—99・6515—100・6515—
101・6515—102・6515—103・6515—104・6515—105・6515—106・6515—107・6515—
108・6515—109・6515—110・6515—111・6515—112・6515—113・6515—114・6515—
115・6515—116・6515—117・6515—118・6515—119・6515—120・6515—121・6515—
122・6515—123・6515—124・6515—125・6515—127・6515—128・6515—129・6515—
130・6515—131・6515—132・6515—133・6515—134・6515—135・6515—136・6515—
137・6515—138・6515—139・6515—140・6515—141・6515—142・6515—143・6515—
144・6515—145・6515—146・6515—147・6515—148・6515—149・6515—150・6515—
151・6515—152・6515—153・6515—154・6515—155・6515—156・6515—157・6515—
158・6515—159・6515—160・6515—161・6515—162・6515—163・6515—173・6515—
180・6515—181・6515—182・6515—183・6515—184・6515—185・6515—186・6515—
187・6515—188・6515—189・6515—190・6515—191・6515—192・6515—193・6515—
194・6515—195・6515—196・6515—197・6515—198・6515—199・6515—201・6515—
202・6515—203・6515—204・6515—205・6515—206・6515—207・6515—208・6515—
210・6515—211・6515—212・6515—213・6515—214・6515—215・6515—216・6515—
217・6515—218・6515—219・6515—220・6515—221・6515—223・6515—224・6515—
226・6515—229・6515—230・6515—233・6515—237・6515—242・6515—243・6515—
244・6515—245・6515—246・6515—247・6515—248・6515—249・6515—250・6515—
251・6515—252・6515—253・6515—254・6515—255・6515—259・6515—260・6515—
261・6515—262・6515—264・6515—265・6515—266・6515—267・6515—268・6515—
269・6515—270・6515—271・6515—272・6515—274・6515—277・6515—278・6515—
281・6515—282・6515—283・6515—284・6515—288・6515—289・6515—290・6515—
291・6515—292・6515—307・6515—313・6515—319・6515—320・6515—322・6515—
324・6516—1・6516—4番地並びに上記の土地の区域に隣接又は介在する公有地

都市計画課

○公 告

県営住宅の入居者を次のとおり募集する。

平成14年10月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 募集団地

(1) 県営住宅の設置場所等

団地名	設置場所	構造	規格	募集戸数
松川	松川村	中層耐火 3階建	62.6m ² 2DKB(8畳、6畳、DK、浴室)	6戸
			72.2m ² 3DKB(8畳、6畳、洋間[10.2m ²]、DK、浴室)	6戸

(2) 家賃月額

次の表の左欄に掲げる入居者の収入（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。以下同じ。）の区分に応じてそれぞれ右欄に定める額とする。

入居者の収入	2DKB(62.6m ²)	3DKB(72.2m ²)
0～123,000円	21,800円	25,100円
123,001～153,000	26,400	30,500
153,001～178,000	31,300	36,100
178,001～200,000	36,100	41,600
200,001～238,000	41,700	48,100
238,001～268,000	47,800	55,200

(3) 申込受付場所等

申込受付場所	申込受付期間	入居の時期
北安曇地方事務所 商工建築課	平成14年11月1日(金)から 平成14年11月11日(月)まで	平成14年12月1日(日)

2 入居の資格

県内に居住し、又は勤務場所を有する者で、次の条件を具备し、かつ、知事が許可したものとする。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) 収入が、入居の申込みをした日において、月額200,000円以下（政令第6条第2項に定める高齢者等が同居する世帯にあっては月額268,000円以下）であること。

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

3 申込方法

(1) 提出書類

ア 県営住宅入居申込書（用紙は、申込受付場所及び最寄りの地方事務所において交付するほか、長野県ホームページから取り出すことが可能。）

イ 住民票の写し

ウ 収入状況を証明する書類

エ 前記2の(1)の括弧書きに該当する者にあっては、その事実を証明する書類

(2) 申込戸数

1世帯1戸に限る。

4 選考方法の概要及び入居の許可

(1) 申込者の数が募集戸数を超えないときはその者のうちから、募集戸数を超えるときは公開抽選の方法により選定した者のうちから、それぞれ選考し、入居を許可する。

(2) (1)により選定する者のほか、補欠入居選考予定者を選定し、これに順位を付することがある。

(3) (1)により選定された者が選考されないとき又は入居を許可された者が敷金の納入その他所定の手続をしないため入居の許可を取り消されたときは、(2)の順位に従い、補欠入居選考予定者を(1)による選考の対象とする。

5 その他

この募集についての問い合わせは、長野県住宅部住宅課又は北安曇地方事務所商工建築課にすること。

住宅課

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成14年10月31日

長野県伊那技術専門校長 井 上 弘

1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品等及び数量

パーソナルコンピュータシステム 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成15年2月1日から平成15年3月31日まで

(4) 借入場所

長野県伊那技術専門校

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス・メンテナンス（保守管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上伊那郡南箕輪村8304-190

長野県伊那技術専門校 管理課

電話 0265 (72) 2464

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札説明会の日時及び場所

ア 日 時 平成14年11月11日（月） 午後2時

イ 場 所 長野県伊那技術専門校

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日 時 平成14年12月10日(火) 午前11時

イ 場 所 長野県伊那技術専門校 会議室

(4) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日 時 平成14年12月9日(月) 午後5時

イ 場 所 上伊那郡南箕輪村8304-190(郵便番号399-4511)
長野県伊那技術専門校 管理課

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Personal Computer System 1 Set

(2) Lease Duration:

From February 1, 2003 until March 31, 2003

(3) Delivery place:

Nagano Prefecture Ina Vocational Training school

8304-190 Minamiminowa-mura, Kamiina-gun, Nagano Prefecture

(4) Contact place for information about the tender;

description/conditions/and other inquiries:

Nagano Prefecture Ina Vocational Training school

8304-190 Minamiminowa-mura, Kamiina-gun, Nagano Prefecture

TEL 0265-72-2464

(5) Time and place for the tender:

Time: 11:00AM December 10, 2002

Place: Council Room, Nagano Prefecture Ina Vocational Training school

(6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time: 5:00PM December 9, 2002

Place: General Affairs Section, Nagano Prefecture Ina Vocational Training school

8304-190 Minamiminowa-mura, Kamiina-gun, Nagano Prefecture

Postal code 399-4511

職業能力開発課

○公 告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

平成14年10月31日

長野県公営企業管理者 吉林 弘充

名 称

所 在 地

指 定 年 月 日

戸隠有限会社

長野市大字稻葉1541番地5

平成14年10月23日

水 道 課